

大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況

平成23年3月には、東日本大震災が発生し、県内で最大震度6弱を観測するなど強い揺れに加え、太平洋沿岸を中心に到来した大津波、東京湾沿岸の埋立地や利根川沿いなどの低地で発生した液状化現象により、甚大な被害が発生しました。

政府（地震調査研究推進本部）が公表している「全国地震動予測地図」の2021年3月版によると、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率は千葉県（千葉市）では62%、茨木県（水戸市）では81%となっており、いずれも高確率で発生するものとなっています。

以上の予想から南海トラフ地震及び首都直下地震など大地震は発生までの時間が限られており、いつどこで発生してもおかしくない状況です。大地震の発生により被害は甚大なものになると想定されるため、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められています。

本計画の目的

耐震改修促進法に基づき、市内の住宅及び特定建築物の耐震性の向上を図り、今後予想される地震災害から市民の生命、財産を守ることを目的としています。



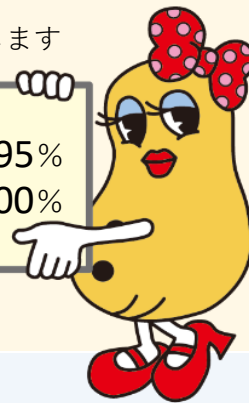
新たな目標

市は本計画で新たな目標を設定します

令和7年度までに

住宅の耐震化率 95%

特定建築物の耐震化率 100%



目標を達成するための基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず所有者等が自らの問題として意識を持って取り組むことが大切です。「自らの命や財産は自ら守る」ということが原則であり、このことを十分に認識して、自らの努力のもと耐震化を進めることが重要です。

市は民間建築物の住宅及び特定建築物の所有者に対して建築物の地震に対する安全性を確保するため、基本的な取組方針を達成するために必要な施策、地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要、啓発及び知識の普及に関する事項、所管行政庁との連携、その他耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項を、基本的な取組方針として定め耐震化の促進を図るものとします。

また、市有建築物の耐震改修等を計画的に実施します。

耐震化の促進を図るための支援策

- 木造住宅の耐震診断に関する助成
- 木造住宅の耐震改修に関する助成
- 倒壊の恐れがあるブロック塀等の除去に関する助成

【用語解説】 耐震化率：耐震性を有する建築物の割合
特定建築物：規模が大きい建築物